

# ミュンヘンのロースクール日記(4)



会員 押鴨 涼子

修士論文も無事に提出することができ、オフィスの明け渡しも終わりました。ひとり、また一人と、帰国するクラスメートとのお別れは、本当に辛いもので、こればかりは慣れるということがありません。

ミュンヘンでは、修士論文の提出締め切りの翌日からビールの祭典、オクトーバーフェストが始まりました。今年のオクトーバーフェストは200周年記念の年に当たるそうです。今回は、特許法シリーズの講義の様子に加え、このオクトーバーフェスト、そして留学関連ではエッセイの執筆について、ご紹介したいと思います。

## 1. ロースクール：特許法シリーズ 1

### 1) 欧州特許法（必修科目）

私たちのプログラムの知財専門科目は、10月半ばの欧州特許法より始まりました。トップバッターの教官は、MIPLCの創設者でもある、シュトラウス教授です。その後、一年を通じて、数か月ごとに特許法の講義が回ってくるというローテーションです。特許法の講義全般については、シュトラウス教授と2名のアメリカ人の教官以外は日本の片山英二弁護士弁理士を始めとして、実務家が多いというのも特徴の一つだと思います。今回は、4つの特許法関連の講義のうち、冬学期の2つの講義についてご紹介してみようと思います。

i) Prof. Joseph Straus (Max Planck Institute for Intellectual Property) :

本講義の内容は、1) 欧州特許法 (EPC) と知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) の関係；及び2) EPCの特許要件のうち、subject matter, 優先権、新規性、進歩性及び産業上利用性という構成です。

シラバスではかなりの数のECJ等の判例が挙げられていました。これらの判例については、講義中にシュトラウス教授がプレゼンのボランティアを募りま

した。そして、翌日の講義からは、講義内容に関連する判例を学生がプレゼンをして解説をすることになりました。私もいい機会と思って挙手をしたところ、優先権の判例にあたりました。英語での初めてのプレゼンをシュトラウス教授の前ですという幸運にかなりわくわくしていたのですが、前日の晩は、緊張して眠れませんでした。なお、プレゼンについては、判例を読み込み、ポイントとなる点を抽出し、当日読み上げる原稿を作成し、その原稿について暗記するまで何度も口頭練習を繰り返しました。

当日は、優先権に関する判例ということで、まずはホワイトボードで事案の概要を時系列に沿って説明したいと思い、その旨の了承をシュトラウス教授に取るところからプレゼンは始まりました。シュトラウス教授はもちろん快諾して下さいましたが、緊張して時系列の線を引く時に手が震えてしまったことを覚えています。プレゼン終了後の講評では、時系列の説明の他、判例中で引用されているケース番号やその他の案件の引用の仕方について、「さすが日本の弁理士」と言って頂けました。なお、こちらに来て感じたのは、日本の弁理士に対する評価が高いということです。クラスメートから「私のチューター（弁護士）が、日本の弁理士はとても優秀だって言っていたよ。」と言われたこともありましたが、アトニーに会えば、必ずといっていいほど、「最近の弁理士試験の合格率はどれくらい？」と聞かれます。ですから、シュトラウス教授の上記コメントも日本の弁理士に対するオマージュと受け取りました。また、私は日本の弁理士のMIPLC第一号ということで、気負っていた部分もあったのですが、いい意味で肩の荷が少し下りたような気がしました。こちらに来て、実務から離れてしまうことに不安を感じていた私にとっては嬉しいコメントでしたし、以後も、「実務家」としての目線、視点は忘れないようにしたいと強く思ったことも鮮明に覚えています。

ところで、シラバスで挙げられている判例のほとんどはバイオ案件でした。日本では、弁理士試験でも付記試験でもバイオ案件が取り上げられることはありませんでしたから、これにはかなり驚きました。特許法以前に技術に不慣れな学生が多い中で、この講義はかなり難解な講義と映ったようです。

なお、ミュンヘンの特許事務所では独自のセミナーを開いているところがいくつかありますが、そのうちの一つのセミナーに参加していた元同僚からお話を伺ったところ、やはりその事務所のセミナーでもバイオ案件がかなり取り上げられていたそうです。ですから判例の分野がバイオに偏っているように感じるのはMIPLCに限ったことではなく、そもそも欧州と日本とではかなり事情が違うらしいようだ、ということを感じました。

試験前には、クラスメートから優先権やスイスタイプクレーム等の医薬発明の考え方について色々な質問を受けました。このあたりは、実務をしていれば理解が容易なところでもあり、例えば優先権については、「今発明者が発明 A をしてきて、その一年後に発明 B も加えて出願する場合…」のように説明してみました。ただし、英語での説明には四苦八苦です。

#### ii) Dr. Rainer Moufang (European Patent Office) :

EPO の審判官による講義で、ヨーロッパにおける EPO と各国特許庁の併存について；EPO における特許審査～特許付与までの手続き（方式も含む）；単一性や補正、分割；異議や審判；PCT 出願；及び、欧州特許訴訟協定（EPLA）や共同体特許、と盛り沢山の内容を二日間でこなすものでした。特に EPLA や共同体特許については、かなり熱を入れて講義して下さい、これらの問題に対する EPO の取り組みの真剣さが窺えました。

今年の 4 月 1 日施行の「分割の時期的制限」については、実務レベルではホットな話題で、中でも、日本にいるときから、“within 24 months from Examining Division’s first communication…”のうち、「first communication」にはサーチレポートで出される communication も含まれるのかという議論がありました。こちらに来てからお会いした EPA (European Patent Attorney) の方々にも、何度となく尋ねていたのですが、あまりクリアな回答を頂けませんでした。教官は、法改正の趣旨からはサーチレポートの Communication は含まれないはずだ、とお話してい

ましたが、もう一步踏み込んだ回答がほしいと思い、思いきって「日本にいたときにクライアントにもその旨質問されたことがあり、EPA にも尋ねてみましたが、はっきりした答えが得られていません。そのようにおっしゃる根拠として何か EPO から正式なアナウンスがあれば教えて下さい」と教官に質問をしてみました。教官は少しびっくりした顔をなされましたが、次の日、EPO の公式見解の書類を持ってきて読み上げて下さりました。講義後に、メールでその書類を頂けるか伺ったところ、数時間後には添付書類と一緒に「これからもがんばって下さい」という激励の返信を頂きました。親切な対応も嬉しく、また書類はクラスメートともシェアしました。

#### iii) Wolrad Prinz zu Waldeck und Pyrmont, LL.M. (Attorney at Law, Düsseldorf) :

以前、MIPLC の Program Director をしていた方で、今はデュッセルドルフの法律事務所に弁護士として勤務なさっている教官による講義です。内容は、権利付与後の欧州特許の権利行使に関するもので、侵害の認定要件、間接侵害、クレーム解釈、均等論 (Doctrine of Equivalent : DoE) 等について、判例を紹介しながら解説していくというものです。クレーム解釈では米国と異なり出願経過禁反言の適用がないこと、DoE については、ドイツ (大陸) とイギリスでは扱いが異なることなどがポイントでした。それ以外にも、当業者を PHOSITA (Person Having Ordinary Skilled In The Art) という事なども真新しかったです。

シュトラウス教授のやり方にならって、判例紹介は学生がすることになり、シュトラウス教授の講義でプレゼンをした学生を除いた学生が適宜 2 - 3 人で 1 つの判例を割り当てられました。今まで米国の判例には触れる機会がありましたが、ECJ 及び欧州各国の判例を読む機会はなかったもので、このような機会があることだけをとっていても、MIPLC を選んでよかったと思いました。

さて、教官のお名前は、見たとおり長く、また「プリンツ」という名前は何やら王子様を想起します。一度 (果敢にも) お名前の由来をお聴きする機会があったのですが、王国時代は高位の貴族の家柄、プリンツというのは代々長男につける名前だそうで、文字どおり、かつ、お姿もプリンスな方です。それでも、こんな質問ができるようなきさくな雰囲気をお持ちの教官

で、講義中も学生からの質問が多かったです。

ところで、外国の弁理士を含めて、ほとんどの学生が欧州特許法を初めて習う状態だったようです。そのため、クレーム解釈や均等論以前に、クレームとは一体何なのか、ということがよく理解できていない学生もいたようです。毎週一コマの講義であれば、少しずつ理解も進んでいくのかもしれませんが、集中講義形式による数日で一つの講義が終了してしまうスケジュールでは、消化不良という意見もあり、すでに特許法第一ラウンドの段階で、学生の中で、特許法は複雑かつ難解、というイメージが出来上がってしまったようです。

## 2) 特許権利行使 (選択科目)

特許法第2ラウンドは、12月の最終週から年明けにかけて、日もかなり短く雪がちな、うすら寂しい日々に行われました。選択科目ではありましたが、かなりの学生が講義を聴講していましたので、講義室はそれなりに賑やかだったのがせめてもの救いでした。

i) Prof. F. Scott Kieff (The George Washington University School of Law) :

米国ワシントンの George Washington University (GWU) からいらした教授です。講義内容は米国特許法のうち、特許要件、さらに詳しくは、新規性及び進歩性の要件をケースブックに沿ってもの凄いスピードでこなすというもので、特許実務に携わったことのない学生にとっては、かなり厳しいスケジュールだったと思います。必修科目で欧州特許法を済ませていたとはいえ、特に米国特許法の新規性の要件はEPCの新規性の要件とは異なりまた複雑です。しかし、試験ではまさに、この新規性の要件について正確に把握していなければ点が伸びないような問題でした。なお、Kieff教授の試験では、試験問題が6枚にもわたり、reading time (試験問題を熟読するための時間で、熟読以外の行為は固く禁止されています) が30分与えられたほどです。

Kieff教授は、分子生物学とマイクロ経済学を専攻し、米国で法廷弁護士や特許弁護士 (trial lawyer and patent lawyer)、ロークラーク等の実務経験もあり、ハーバード大やスタンフォード大といった大学や、CAFC や USPTO といった政府系機関にも多面的に関わっており、「米国の45歳以下のTOP50」に選出されたといっても誰も驚かないくらい素晴らしい経歴の持ち主です。さらに、性格は温厚かつ社交的、クリス

マス週間に召されていた蝶ネクタイがいつもちょっと曲がっており、「私(僕)が直してあげたい」という学生が続出するという、ちゃめっ気まで兼ね備えた、とにかく学生に絶大な人気を誇った教官でした。私も人に聞かれば「一番尊敬する教授のひとり」と答えていました。また、講義も、かなりハードなスケジュールだったのにも拘らず、華麗な教授法で議論好きの学生まで魅了し、惹きこまれた学生の講義への熱の入りようもかなりのもので、毎回講義終了時に自然と拍手が沸き上がる、非常に盛り上がった講義でした。

ii) Dr. Jochen Pagenberg (Attorney at Law, Munich) :

ドイツ知財界の大御所の一人、老練な教官による、いかにもドイツの講義らしい講義でした。講義内容は、欧州特許の、裁判管轄も含めた、特許侵害に関わる事項に関し、夥しい数の判例とPPのスライドは試験前に学生泣かせと言われました。講義で教授が用いた判例は、ほとんどが上記のプリント教官が用いた判例と重複しており、個人的には負担は感じなかったのですが、勉強熱心な学生からは、欧州特許と講義内容が変わらないのはおかしいという抗議もあったようです。Torpedo, Cross Border Injunction, 各国の特許事件に関する裁判所の対応の比較など、実務家の視点からのとても興味深いお話を聞けたと思います。

## 2. ミュンヘンでの生活：ビールの祭典オクトーバーフェスト



オクトーバーフェストの入り口にて

ミュンヘンといえばビール、ミュンヘンのビールといえば、オクトーバーフェストを外すわけにはいきません。特に今年はオクトーバーフェスト200周年記念の年ということで、会場もかなり盛り上がっているよ

うです。

このオクトーバーフェスト、そもそもの始まりは、1810年にバイエルン王国ルードヴィヒ1世の結婚式を祝うお祭りがきっかけとなったようで、その後も毎年、10月最初の日曜日を最終日として起算して、その前の16日間開催されているらしいです。ということで、オクトーバーフェストといってもメインは9月中なわけです。私たち MIPLC のクラスメートにとっては、修士論文最終締め切りの次の日という方が分かりやすく、MIPLC のプログラムの中で一番良くできたところはオクトーバーフェストの前の日を修士論文の締め切りとしているところだ、と言われているくらいです。

さて、オクトーバーフェストの進行を少々ご紹介すると、まず、最初の土曜日にビール醸造所からオクトーバーフェスト会場にビール樽が持ち込まれるという儀式 Wiesn-Einzug があります。今年は、このパレードの道路沿いに事務所を構えている法律事務所からのお誘いで、パーティに参加しながら、そのパレードを観るという機会に恵まれました。



Wiesn-Einzug のパレードの様子

その日の進行は具体的には、午前中に、オクトーバーフェストに参加している各醸造所から、楽隊や、ビール樽を引く馬車やオーナー家族を乗せた馬車が沿道をパレードしながら次々と Theresienwiese のオクトーバーフェストの会場に押し寄せます。そして、正午の鐘と同時に、会場のテント内でビール樽を開ける儀式があります。なお、ビール樽からの最初の一口をバイエルン市長さんが頂くというのがクライマックスのようです。

写真でご紹介したように、今年のオクトーバーフェストも無事に開幕しました。



ビール樽開栓の様子

そして次の日曜日には、ミュンヘン郊外やザルツブルグの各村の住人が民族衣装の Dirndl を着てミュンヘン市内をパレードするという催しがあります。こちらの知人の方がチケットを入手して下さった関係で、今年はこのパレードを観る機会にも恵まれました。ずっと寒く曇りか雨がちだったミュンヘンも、オクトーバーフェストが始まってからは晴天に恵まれています。そして、何よりも MIPLC のプログラムを全て終えた達成感と相俟って、今年のオクトーバーフェストは心から楽しめました。

パレードでは、まず、ミュンヘンの象徴である僧侶に扮したミスミュンヘンともいえるカワイイ女の子が登場します。



パレードの先頭です

ここで、ミュンヘンについて、少し勉強したところによれば、ミュンヘンの語源はカトリックの僧侶を指す言葉 Mönch (メンヒ) であるとか、小僧を意味する Munichen (ムニヒェン) であるとかと言われています。ミュンヘンの街が形成されるにあたっては、3人の僧侶の布教活動の影響が大きかったということで、

市庁舎のてっぺんには聖書を持った僧侶が配置されているほどです。写真は印刷では白黒になってしまいますが、この女の子の衣装は黒をベースにしており、白く見える部分は黄色になっていて、ミュンヘン市内ではよく見かけるモチーフです。



バイエルン周辺の町や村ごとの民族衣装のパレード

お隣のオーストリア、ザルツブルグからの人々の衣装はウィーン宮廷風でモーツァルトを想起してしまいますね。



パレードは朝からお昼まで続きましたが、60 団体以上にも及ぶ民族衣装のパレードは圧巻でした。チケットを手配して下さった方に感謝の限りです。

Theresienwiese のオクトーバーフェスト会場の様子もご案内します。会場は普段は何もない 42 万㎡という広大な空き地で、数か月前からオクトーバーフェストのための会場設営が始まります。敷地内には各ビール醸造所が主催するテントが点在しています。テントといっても、これもかなり大きな建物です。このテントの中では、無数のテーブルと椅子が並べられています。生バンドの演奏があったりします。とにかく広いテントなのですが、このテント内の席を予約する

のは至難の業で、噂では一年前から予約が始まり、その年の 4 月に抽選が行われるそうです。



オクトーバーフェストのテントの外観



テントの中の様子

バンドが演奏をするたびに会場は異常に盛り上がっていきます。

飲み、食べ、歌い、踊る。さらにのどが渇き、飲み、食べ、歌い、踊る。隣の人の声すら聞こえないような状況でも、皆お喋り好きは変わりません。よくお喋りしています。さらに、時間が経過するにつれて、椅子の上に立ちあがって、音楽に合わせて歌ったり、踊ったり。皆思い思いに盛り上がり、大変なことになっています。夕方も 7 時を過ぎれば、もうテント内は騒然として、椅子の上に立って踊りまくっている人々がたくさんいます。盛り上がったもの勝ちの様相を呈しています。

オクトーバーフェストのビールは普段よりもアルコール分が濃いようで、さらに、マスと呼ばれる 1ℓ のグラスしかありません。

さらに、このグラス自体かなり重いのですが、ウェイトレスは、これを片手に 7～8 個、両手にして 15～



1個のます、取っ手の内側に手を回して持つようです。

16個持ち、足取りも軽やかにサーブしてくれます。何やら、バーベルで鍛えている人がいるとかいないとか。まあ、それは圧巻です。

テントの外もお土産屋さんやお菓子を売るお店など色んなお店、そして、移動遊園地などが所狭しと並んでおり、とにかくテントの中も外もかなり賑やかです。この移動遊園地、ジェットコースター系の乗り物が多いのですが、私は、毎回、あれだけビールを飲んだ後に、よくあんな乗り物に乗れるなあと思っています。さすがに、アルコールには強いドイツ人と言えども、オクトーバーフェストの時期には路上に座り込んだり、真っ赤になって酔い潰れていたりする人を見かけます。ミュンヘンはドイツでも南に位置しているため、オクトーバーフェストにはイタリア人も多く来るようです。そもそもそれ以前にオクトーバーフェストは世界的なイベントなので、世界中から観光客が集まってきます。なので、気の強いドイツ人の友人は「酔いつぶれているのはドイツ人ではない」と断言していますが、真偽のほどは明らかではありません。



オクトーバーフェストのテントの外の様子

さて、今年のオクトーバーフェストの時期は、弁理士会の国際活動センターの欧州視察のドイツ視察日と重なりました。私もこの視察に参加させて頂いており、その中で、ミュンヘンへの移動日の晩は弁理士会の方々とオクトーバーフェストに参加することができました。日本を離れて約一年、久々に日本の弁理士の方々とお会いすることができて、とても懐かしい思いでした。日本の最近の実務の話題や最近の論点についてのディスカッションなどは大変勉強になりました。正直、何か浦島太郎的な危機感も感じましたが、それでも、「やはり古巣はいいなあ」という安心感は大きく、弁理士になってよかった、と改めて感じ入りました。



巨大なブレツェル

### 3. 留学を目指すあなたへ：エッセイ編

海外ロースクールの入学許可を得るにあたって、最重要視されるのがエッセイ (Statement of Purpose) と言われています。エッセイは「なぜこの大学に行きたいのか」ということをアピールする書面で、大学によってはエッセイに関するテーマを提示しているところもあるようです。

そこで、まずは、大学のウェブサイトなどからエッセイのテーマの提示の有無を調査するのが必要かと思っています。さらに、大学の具体的なカリキュラムを調べて自分の希望に合う分野があるかどうかを調査することも重要かと考えます。

エッセイに記載する内容としては、今まで自分が何をしてきて、これから将来、何をしたいのか、そのためにこのロースクールに行くことが必要であること、そしてそのような希望を持っている自分が、大学 (ロースクール) にとっても good match であること

を、自分の言葉で説得するような構成にするのがいいと思います。エッセイは、世界中から応募者が集まる highly competitive な状況で、どれだけ自分をアピールできるかということに尽きると思います。特に、「これから何をしたいか」ということに関しては、クリアかつ現実的でないと説得力に欠けると思いました。エッセイを書く作業は自分を見つめるいい機会で、時間はかかりましたが面白い作業だったと思っています。この作業を通して、まずは、自分が自分のことを見据えていなければ、他の人に理解してもらえないはず

がないですし、他人が納得するような理由がなければ、人を動かすことはできず、つまり、全ては自分に帰結する、というようなことを思うに至りました。

なお、大学によっては、エッセイの文章で英語の Writing Ability を評価するところもあると聞いています。エッセイの作成にあたっては、英語についても、きちんと見直しをした方がいいようです。

以上

(原稿受領 2010. 9. 27)

